

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関するサークル活動の指針

令和2年7月1日（令和2年10月16日改訂）

長野県看護大学

1 基本の方針

- (1) 発熱、咳、呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、参加しない（させない）
- (2) 基本的な感染防止対策を実施すること
 - ①石けんによる丁寧な手洗いやアルコール製剤による手指消毒の実施
 - ②マスク着用の徹底
 - ③「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
 - ④人との間隔（2m（最低1m））の維持
 - ⑤人が集まる場所での定期的な換気
- (3) 参加人数・活動時間は、必要最低限とすること
- (4) 責任者は、参加者の行動（氏名・連絡先・活動内容）を把握すること
- (5) 「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」がレベル2の地域では、警戒情報、感染状況等を十分踏まえたうえで、感染のリスクが低くなるような必要最小限の活動とすること。
感染警戒レベルがレベル3以上の地域では、活動は行わないこと
- (6) 長野県が往来を慎重に検討するよう求めている都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5.0人以上）では、原則として活動を行わないこと

2 個別方針

- (1) 管理上の対策
 - ①サークルは、当該サークルに所属する学生等に、活動への参加・出席を強制しないこと
 - ②参加者に、感染者、濃厚接触者として保健所から健康観察等の要請を受けた者が確認された場合は、活動を中止するとともに、直ちに大学に連絡すること
 - ③活動後2週間以内に「1 基本の方針」の（1）に記載の体調不良となった者は、責任者に連絡することを徹底し、責任者は速やかに大学に報告すること
 - ④責任者は、参加者の健康状態を確認し、「看護大学サークル活動健康観察シート」に記録しておくこと
 - ⑤対外的な活動や本学以外の団体等との共同活動は、原則として当分の間行わないこと
 - ⑥懇親会や会食を伴う活動は、当分の間行わないこと
- (2) 活動上の対策
 - ①参加者は、活動の前後に手洗いや手指消毒を確実にすること
 - ②ミーティング等の集合時には、必ずマスクを着用すること。
なお、熱中症の危険を考慮し息苦しさ等を感じる場合は、マスクを外すこと等の対応は構わないこと。その場合は下記③記載の距離を確保すること

- ③移動、集合など、できる限り人と2 mの距離（短時間でも最低1 m）を確保して活動すること
- ④屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放すること（換気の徹底）
- ⑤学内の更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用は、当分の間禁止する
- ⑥活動後は、共有した物品や、多くの人の手が触れる場所を消毒すること
- ⑦密集する活動や身体接触を伴う活動、対面しての発声、歌唱等の活動は、可能な限り避けること
- ⑧激しくなりやすい運動は屋外に限り、人と人の間隔を2 m以上確保して活動すること
- ⑨前記⑦、⑧に関わらず、活動に該当する競技団体等がガイドラインを示している場合は、当該ガイドラインを明示し、それに従って差し支えないこと

3 その他

- ①大学施設の利用については、別に定める規定に従うこと。なお、当分の間使用できない施設があります。
- ②活動状況について、活動後速やかに顧問に報告すること
- ③活動が本指針に沿っていないと認められる場合は、活動内容の改善を求めるとともに、場合によっては、大学施設の利用を禁止することがあります。
- ④新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本指針によらず活動の中止を要請することがあります。
- ⑤本指針は、情勢の変化により適時見直しを行います。